

# 消防かわら版

平成28年秋

## 平成28年度全国統一防火標語 消しましょう その火 その時 その場所で

今年の夏は例年にならない程、日本列島に台風が上陸し、各地に甚大な被害を及ぼしました。火災・自然災害は、いつ発生するか分りません。日頃から災害に対する備えを十分にしておきましょう。北海道では、夏の終わりとともに、急速に朝晩の冷え込みが厳しくなり、暖房器具を使用する機会が多くなります。空気が乾燥する秋から冬の季節は、小さな油断が大きな火災へとつながります。住宅火災の発生してはいます。その主な出火原因は「放火」

### 秋の全道火災予防運動

十月十五日～三十一日



や「たばこ」「コンロ」「たき火」「火遊び」によるものです。「放火」だけは悪意を持って行う犯罪行為ですので、未然に防ぐことは難しいことかもしれません。しかし、その他の火災原因の上位である「たばこ」「コンロ」「たき火」は、不注意により発生することが多く、「火遊び」は、子供への教育で未然に防ぐことが出来るので十分に心にとどめておくようにしましょう!

### 溶接火花に 注意を!

- ① 溶接作業は可燃性の物の近くで行わない。
- ② 消火用具の準備をしてから行う。
- ③ 火災の発生を防止するため散水または防火シートで可燃物を覆う等の処置を行う。
- ④ 作業現場の近くで喫煙をしない。



火事と救急は119番 火災等の情報案内は88-1515番

登別市消防本部・登別市消防署

85-9611

85-2551

# 「まさか！」の火事からあなたを守る 住宅用火災警報器

## 住宅用火災警報器は 設置済みですか？

登別市では、毎年市内全世帯より500件を無作為に抽出し住宅用火災警報器（以下 住警器）の設置率調査を行っています。平成28年の調査結果では、登別市の設置率は約84%となりました。高い設置率かと思うかもしれませんが、未だに20%弱の住宅において未設置であるという結果です。住警器の設置義務化により、全国では火災の早期発見による奏功事例が数多く報告されています。未設置の世帯は速やかに設置するようお願いいたします。



## 住警器の 維持管理 について

新築住宅は平成18年6月1日（ ）その他の既存住宅については平成23年6月1日（ ）住警器の設置が義務化になりましたが、日頃の維持管理を定期的に行っていないと、いざという時に正常に機能しません。月に1回は、取扱説明書を確認して、日常のお手入れと作動の点検をしてください。また今年の6月には新築物件に対する住警器の設置義務化から10年を迎えたため本体内部の電子部品が劣化する、火災を感じられなくなる可能性があります。が推奨されています。



## 住宅用

## 火災警報器

## 設置済みシール

## 無料交付

## しています。



消防本部・消防署では住宅用火災警報器を設置されている世帯を対象に住宅用火災警報器設置済シールを無料交付いたします。交付には、申請書を書き添えていただきます。悪質な訪問販売を防ぐためにシールの交付を受けたて玄関や郵便受けなどわかりやすい場所に張り付けましょう。

## 建物の増改築を お考えの方へ

一般住宅を除く建築物の消防法令違反の大半は、建築確認申請外の増築や建物同士の接続工事によるものです。工事の計画がある場合は必ず消防へ事前相談されるようお願いいたします。